2026年11月24日

各　　位

会　社　名　株式会社 千葉興業銀行
代 表 者 名　取締役頭取　梅田　仁司
（コード：8337　東証プライム）
問 合 せ 先　執行役員　経営企画部長
西村　信宏
電 話 番 号　043-243-2111（大代表）

株式給付信託（J-ESOP）の一部改定に関するお知らせ

当行は、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「現行 J-ESOP 制度」といいます。）について、給付する株式に退職までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（J-ESOP-RS）」（以下「本制度」といいます。）へ改定することを本日決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．改定の背景

当行は、当行の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的に、2023 年に現行 J-ESOP 制度を導入しております。今般、当行は、当行の従業員がより一層高い次元で挑戦し、その成果に報いる観点から様々なインセンティブプランを検討し、現行 J-ESOP 制度の一部を改定することといたしました。具体的には、給付時期を退職時から在職時に変更し、給付する株式に退職までの譲渡制限を付すことといたします。

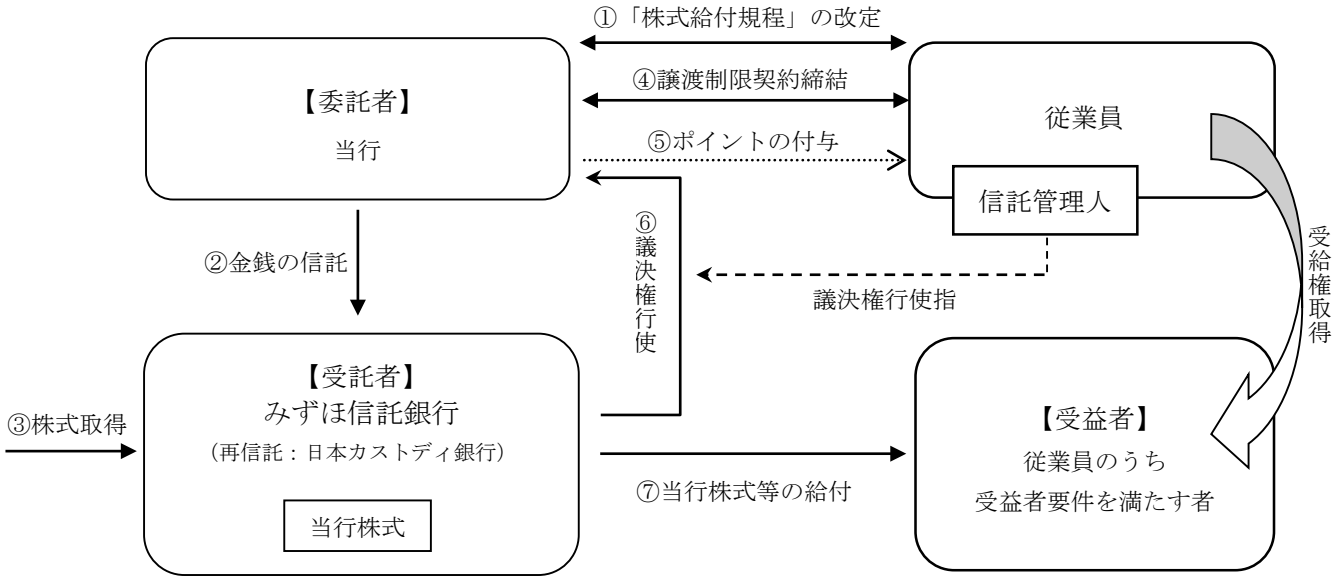
２．本制度の概要

本制度は、米国の ESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当行が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当行の従業員に対し当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当行株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当行は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、現行 J-ESOP 制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結している信託契約に基づいて設定されている信託（以下「本信託」といいます。）を通じ、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当行株式等を給付します。現行 J-ESOP 制度に基づき、当行が拠出した資金を原資として本信託が取得し本信託内に残存する当行株式及び金銭（※）は、改定後は本制度に基づく給付の原資に充当することといたします。なお、従業員が在職中に当行株式の給付を受ける場合、従業員は、当行株式の給付に先立ち、当行との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、従業員が在職中に給付を受けた当行株式については、当該従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

（※）2023 年２月 27 日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入及び第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当行は、現行 J-ESOP 制度に基づく当行株式等の給付のため、2023 年３月 20 日付でみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づき、本信託を設定し、本信託は、当行が拠出した金銭を原資として当行株式を取得しております。当行は、本信託が取得した当行株式を本制度に基づく当行株式の給付等のために活用するため、今回の制度一部改定に際して新たに追加拠出及び本信託による当行株式の取得を行うことはございません。

【本制度の仕組み】



① 当行は、本制度への改定に際し「株式給付規程」を改定します。
② 当行は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当行株式を、取引所市場を通じて又は当行の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
④ 従業員は、当行との間で、在職中に給付を受けた当行株式について、当該従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当行による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
⑤ 当行は、株式給付規程に基づき従業員にポイントを付与します。
⑥ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
⑦ 本信託は、従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を給付します。ただし、従業員が株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退職時に当行株式の時価相当の金銭を給付します。

（※）②及び③については、現行 J-ESOP 制度の導入時に実施済みであり、今回の制度の一部改定に際して新たに追加拠出及び当行株式の取得を行うことはございません。

３．本信託の概要

（１）名称	：株式給付信託（J-ESOP-RS）
（２）委託者	：当行
（３）受託者	：みずほ信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
（４）受益者	：従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
（５）信託管理人	：当行の従業員
（６）信託の種類	：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
（７）信託の目的	：株式給付規程に基づき信託財産である当行株式等を受益者に給付すること
（８）本信託契約の締結日	：2023 年３月 20 日
（９）金銭を信託した日	：2023 年３月 20 日
(10) 信託の期間	：2023 年３月 20 日から信託が終了するまで （特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以　上